

万引き補償サービス概要

【本サービスの対象損害・補償内容】

当社は前条に定める本サービス提供期間中に、日本国内で本システムに接続され、検知エンジンが作動している適用対象カメラが設置状況及び設置場所等により客観的・物理的に捕捉可能な範囲内において、万引き被害が発生した場合(万引き行動をしている、もしくは万引きの事前不審行動をおこなった上で万引き被害が発生)でかつ、以下の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを提供します。**なお、弊社における「AI ガードマン」については以下の補償の適用外となります。**

- ① 万引き行動、もしくは万引きの事前不審行動をしている人間が、適用対象カメラの設置状況及び設置場所等により客観的・物理的に適用対象カメラの撮影・捕捉可能範囲内に全身が映っている状況(領域内検知)にもかかわらず、本システムにより不審者検知として通知がなされず、万引き被害が発生した場合。
- ② 撮影された万引き行動又は万引きの事前不審行動に起因する被害商品が具体的に特定でき、かつ仕入れ伝票等で被害額が確認できる場合。
- ③ 被害商品が販売商品であること(レンタル商品や展示品、備品等は含まない)。
- ④ 被害が発生したとされる日から 1 週間以内に所定の書面による申請が当社に到達した

もの。

【本サービスの補償内容】

- 1 当社がおお客様に対し支払う補償額は、被害商品の仕入原価を基準として、当社所定の算定基準により算定した額とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、万引き被害 1 件につき、合計 3 万円を上限とし、また、1 店舗につき 1 年間で合計 30 万円を上限として補償いたします。
- 3 万引き被害が、同日において、同一犯又は同一グループによる犯行である場合には、万引き被害は 1 件であるものとします。
- 4 本サービスは、販売商品自体の仕入れ原価のみを補償の対象となり、万引き被害に付随して発生した費用などは補償の対象となりません。

【免責事項】

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供又は本サービスに基づく補償を行いません。
 - (1) 本システム機能が接続されている適用対象カメラに万引き行為及び万引きの事前不審行動のいずれも映っていない場合
 - (2) 本システム機能が接続されている適用対象カメラの向き・設定（ズーム、ピント）や検知レベル、パラメーター設定、領域設定、メール設定等を当社の事前書面による承

諾なく変更されている場合

(3) 本システム機能が接続されている適用対象カメラの撮影範囲内の、什器移動または什器変更を伴うレイアウト変更を、当社に対して事前の書面による連絡なくおこなわれている場合

(4) 動産総合保険、盗難保険等別途本サービス以外の損害保険契約や共済等で被害商品が補償されている場合（補償されることが確実な場合も含まれます）

(5) 本サービス対象者以外の者からサービス提供の請求がなされた場合

(6) 加害者もしくは加害者の監督責任者、その他第三者から当該万引き被害に関して損害賠償金その他名目の如何を問わず損害を賠償する趣旨により金員を受領した場合

(7) 当社が求める資料の提出がない場合、または当社が提出を求める書類に既知の事実を記載しなかった、もしくは虚偽又は不実の記載を行った場合

(8) 当社の責めに帰すべからざる事由により本システム機能が停止している状態で被害が発生した場合

なお、当社商品は、あくまで、声掛けにより万引きを未然に防ぐシステムではありますが、発見できなかった行為を把握し検証したうえで、システムの改善に生かし、より予防・抑止効果を高めることを前提に補償を行うものです。

万引きを捕捉する行為を推奨するものではないことをご理解ください